

遊漁船の利用について

船舶により釣り客を釣り場に案内する事業を行うためには、遊漁船業の適正化に関する法律（略称称：遊漁船業法）の規定に基づき、北海道知事の登録を受けなければなりません。

遊漁船を利用する場合は、登録を受けた船かどうかを確認してください。

また、船内では、船長及び遊漁船業務主任者の指示に必ず従いましょう。

登録を受けた遊漁船の確認方法

確認事項	内容	掲示場所	掲示例
船体表示	登録を受けた遊漁船業者は、道から通知された4ケタの登録番号（掲示例のとおり）を遊漁船に表示しなければなりません。	遊漁船の左右両舷	④北海道××××
登録票	登録を受けた遊漁船業者は、必要事項を記載した登録票を掲示しなければなりません。		右記のとおり →

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	北海 太郎
登録番号	北海道××××
登録の有効期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
営業所の所在地	北海道札幌市 北3条西6丁目
遊漁船の名称	北海丸
遊漁船業務主任者の氏名	北海 太郎
損害賠償措置の保険期間	○年○月○日から ○年○月○日まで

令和6年4月から遊漁船の制度が変わります

1. 遊漁船利用者のみなさまへ

より安全に釣りが楽しめるよう、**令和6年4月1日から**
遊漁船業の制度が大きく変わります。



○遊漁船業者による安全管理の体制が強化されます！

- ・事業者は緊急時の連絡体制や出航判断基準等を業務規程に定め、都道府県知事が確認します。
- ・船の上で利用者の安全管理を行う遊漁船業務主任者の責務を拡充します。離漁しの場合も定期的な見回りなどを実施します。

⇒みなさまも遊漁船業務主任者の指示をしっかり守って下さい。

○遊漁船業の登録要件が厳しくなります！

- ・登録取消し処分を受けた者は、5年間は登録できなくなります。
- ・利用者の安全確保等に関する業務規程の内容が基準に適合していない場合、登録・更新ができなくなります。

⇒みなさまの安全確保に問題のある事業者の参入等を防いでいきます。

○遊漁船の安全に関する情報が公表されます！

- ・都道府県は事故情報や業務改善命令を受けた事業者情報を、事業者は損害賠償措置の情報を業務改善命令を受けて改定した内容等をインターネット等で公表します。

⇒みなさまは、安全性の高い遊漁船を選ぶために、これらの情報を役立てて下さい。

水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整班
電話：03-3502-7768

改正遊漁船業法の
情報はこちら →



2. 遊漁船業務主任者の更新講習について

遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年1月1日から5年となっていますので、有効期間満了前に更新の講習を受講しなければなりません。ご自分の修了証明書の交付年月日をご確認のうえ、必ず受講してください。

講習の日程については、水産庁のホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。

(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/e-noki/yugyo/what/kouza.html>)

3. 損害賠償措置の保険加入について

遊漁船業者は、利用者1人当たりのてん補限度額が3千万円以上（令和6年4月以降は5千万円以上）の保険又は共済に加入しなくてはなりません。令和6年4月より遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行されます。詳しくは、水産庁ホームページから確認をお願いします。

ミニボートの利用について

船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要であるミニボートは、転覆や機関故障等の海難事故も増加しています。

海や湖に出れば、他の船舶と同様に海上・水上の交通ルールが適用されますので、海や船のことはしっかり確認した上で利用しましょう。

海上でのミニボートの利用は非常に危険です!!

出航前の確認事項

- ①天候・海況の把握は万全か（無理は禁物です）
- ②ライフジャケットは着用しているか
- ③燃料は満タンになっているか
- ④他船に視認してもらう目印となる旗を高い位置に掲げたか
- ⑤トラブルに備えオール、ロープ、バケツは積み込んだか
- ⑥携帯電話の防水対策は行ったか
- ⑦荷物を積み過ぎていないか（重すぎると水が入りやすくなり危険です）



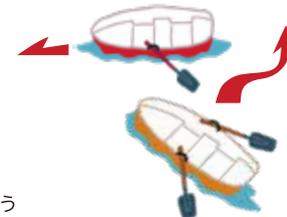
操船中の注意事項

- ①真横からの波を受けないよう注意しましょう（転覆しやすくなります）
- ②船上で立ってはいけません（船内移動は低い姿勢で動きましょう）
- ③波には弱いので、波が高くなったら早めに帰港しましょう
- ④岸の近くで乗しましょう（出港地から2km以内が目安です）
- ⑤船行・操業中の漁船や漁具には近づかない
- ⑥衝突の危険があるため密集しない
- ⑦人が泳いでいる水域には近づかない
- ⑧天候急変の予兆を読み取りましょう
- ⑨常に周囲に目を配りましょう（後方を見張りも忘れずに）
- ⑩日没前に帰港しましょう（全周灯を点灯しても他船から見えにくく危険です）



海上・水上の交通ルールと海でのマナー

- ①基本は右側通行
- ②港の出入り口では出航する船が優先です。待ってから入港しましょう。
- ③「相手の船を右側に見る船」が相手の船を避けましょう
- ④多数の船が航行する航路に留まらない
- ⑤お酒に酔った状態で操船しない
- ⑥ゴミは必ず持ち帰りましょう
- ⑦ミニボートを流出した場合は海上保安庁に連絡しましょう



事故を起こすと仕事を休んで救助活動を行う漁業者等に多大な迷惑をかけることになります。ミニボートの適正利用については、上記の他、次のホームページをご覧ください。
<https://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>